

農事組合法人に係る法人事業税の確定申告について（お知らせ）

福井県

地方税法72条の4第3項の規定により、一定の農事組合法人が行う農業については、法人事業税が非課税とされています。その具体的な取扱いについては、以下のとおりですので、確定申告書に必ず下記2の資料を添付いただきますようお願いいたします。

1 非課税制度の概要

(1) 農業が非課税となる農事組合法人について

農事組合法人の行う農業が非課税となるかどうかの判定は、別紙1「農業法人の課税・非課税判定フロー」によって行ってください。

なお、判定の結果、農業が非課税となる農事組合法人にあつては、申告書を提出する際に下記の添付書類を併せて提出してください。所得が欠損となる場合でも提出が必要です。

(2) 非課税となる農業の範囲について

① 日本標準産業分類の「大分類A－農業, 林業」の「中分類01－農業」の「011－耕種農業」

② ①の耕種農業に附随すると認められる事業のうち、次の要件のすべてを満たしているもの

ア 当該事業の専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業であること

イ 当該事業に係る収入金額が、①の耕種農業に係る収入金額の2分の1を超えないこと

(3) 法人事業税の課税標準となる所得金額の算定方法について

① 課税事業と非課税事業を区分経理している場合は、当該区分して計算した金額

② 区分計算が困難な場合は、総所得金額等をそれぞれの事業に係る収入金額によってあん分して計算した金額（算定に用いる様式は任意ですが、別紙2「農事組合法人に係る所得金額計算書」を用いていただいても結構です。）

2 申告書添付書類

(1) 所得金額に関する計算書【第6号様式別表5】

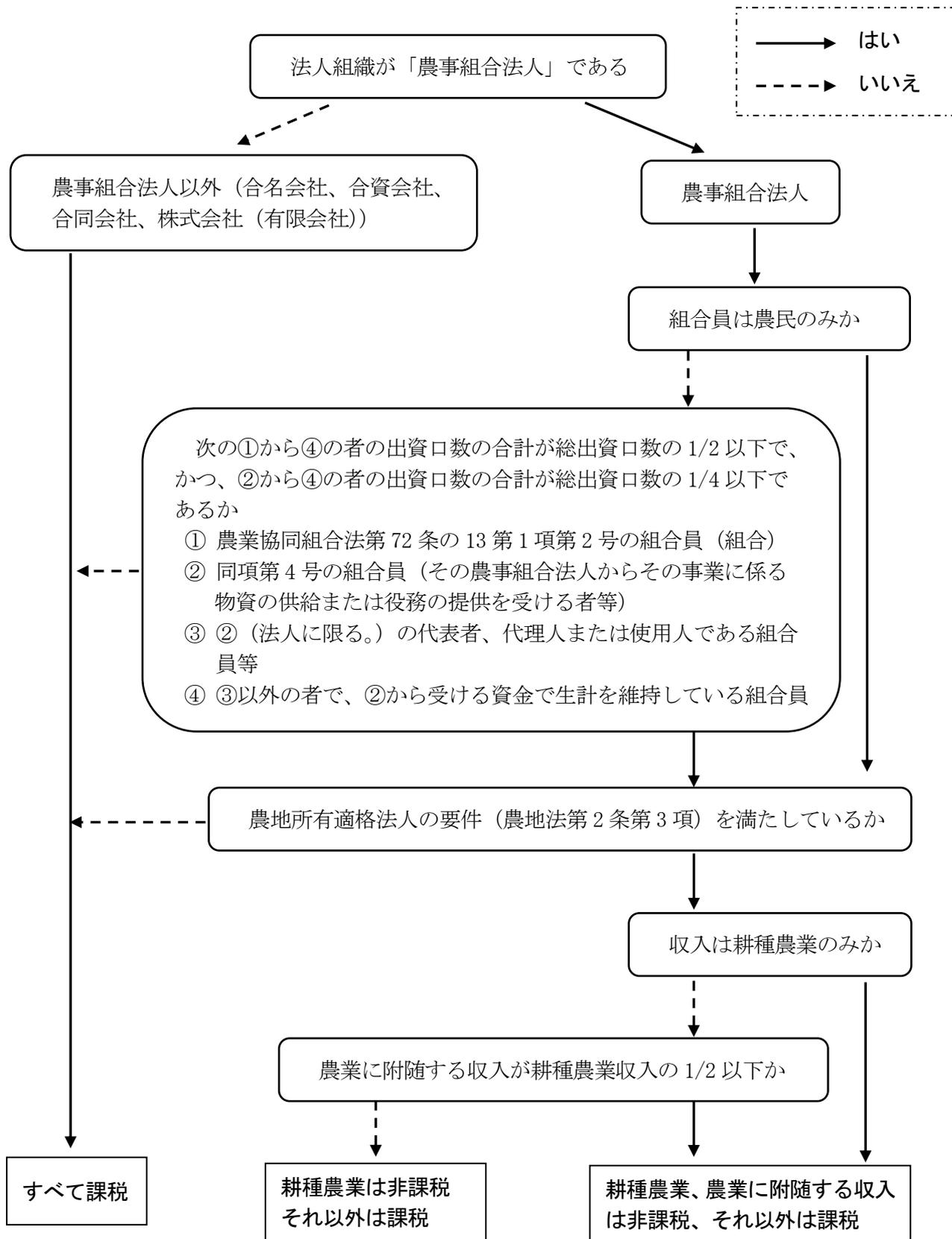
(2) 事業内容が確認できる書類【決算書（貸借対照表、損益計算書）、総会資料など】

※ 第6号様式別表5の「農事組合法人の農業に係る所得」の欄で所得金額を控除している場合

(3) 法人税申告書別表4（写し）、法人税申告書別表12（14）（写し）

※ 第6号様式別表5の「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額」、「農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額」の欄で所得金額を控除している場合

農業法人の課税・非課税判定フロー



別紙2

農事組合法人に係る所得金額計算書

(単位：円)

		事業年度	から まで	法人名				
総収入金額	区分	科目	収入金額	区分	科目	収入金額		
	農業部門の収入金額			農業に 附随する 事業の 収入金額				
						別表4加算		
						別表4減算		
						計 ②		
	その他の収入金額			その他の 収入金額				
						別表4加算		
						別表4減算		
				計 ③				
	別表4加算							
	別表4減算							
	計 ①			総計 ④ (=①+②+③)				
農業部門に含める 附随事業等の判定		農業部門の収入金額の2分の1相当額 ⑤ (=①×1/2)						
		課税・非課税 の判定	⑥	②>⑤の場合は附随事業に係る所得は課税				
			⑦	②≤⑤の場合は附随事業に係る所得は非課税				

※⑥、⑦のいずれか該当する方に○印を記載してください。

総所得等 (第6号様式別表5「再仮計」の額)		⑧	
土地等の譲渡益等、農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額または農用地等 を取得した場合の圧縮額の損金算入額		⑨	
課税標準の基礎となる総所得等 (⑧-⑨の額)		⑩	
所得金額計算 の基礎とする 収入金額	非課税分の収入金額 (附随事業に係る所得が課税 (⑥該当) の場合、①の額)	⑪	
	(附随事業に係る所得が非課税 (⑦該当) の場合、①+②の額)		
	総収入金額 (④の額)	⑫	
非課税分の所得金額等 (⑩×⑪/⑫の額)		⑬	

※上記⑬の金額を、第6号様式別表5「農事組合法人の農業に係る所得」の欄に記載してください。